（参考１）外国中銀等顧客口座からの振替（国債資金同時受渡にかかるもの）にかかる決済指図データの確認項目および確認内容

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認内容（注１） | | | 備考 | 参照規定  （第２章第３節中） |
| 決済照合キー | ○ | 一致 | | ― | １．（１）イ．（ロ） |
| 取引種別 | ○ | ― |
| 連動・決済手段区分 | ○ |
| 受渡日 | ○ |
| 銘柄 | ○ |
| 額面 | ○ | 一致（注２） | |
| 受渡金額 | ○ | 一致（注３） | | １．（２）ロ． |
| 売り手 | ○ | 一致（注４） | | １．（１）イ．（ロ） |
| 証券口座番号 | ― | 一致 | |
| 渡方決済代理人 | ○ | 一致（注４） | | ― |
| 証券口座番号 | ― | （みなし項目） | | ― | １．（２）ロ． |
| 買い手 | ○ | 「買い手」または「受方カストディアン」の項目のいずれかの入力内容と日本銀行が送信した決済指図データの「買い手」の項目の入力内容との一致（注４） | | 「買い手」および「受方カストディアン」の項目の双方に入力が必要な振替については、電話により照合してください。 | １．（１）イ．（イ）ａ． |
| 受方カストディアン |
| 受方決済代理人 | ○ | 一致（注４） | | ― | ― |
| 証券口座番号 | ― | １～４桁目 | 一致 |
| ５・６桁目 | 一致  （振替先口座が顧客口座である場合を除きます。） | 日本銀行は、振替先口座が顧客口座である場合には、受入先参加者の入力内容に従い、日銀ネットの「国債資金同時受渡依頼」に入力します。 |
| ７・８桁目 | 一致 | ― |
| 渡方口座所在金融機関 | ― | （みなし項目） | | ― | １．（２）ロ． |
| 資金受取人 | ― |
| 渡方資金決済口座番号 | ― |
| 受方口座所在金融機関 | ― |
| 資金支払人 | ― |
| 受方資金決済口座番号 | ― |
| 課税・非課税区分 | ○ | 一致 | | ― | ― |

※　上表のほか、振替先口座において増額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分について、電話により適宜照合します（第２章第３節１．（１）イ．（ハ）の規定をご参照ください。）。

（注１）システム照合項目については、「○」を付しています。

　　　　同項目のうち、検索キーとなっている項目の内容の不一致によりペアリングされなかった決済指図データについては、（注２）の場合を除き、原則、日本銀行からその内容の確認の連絡を行うことはありません。

（注２）「額面」の項目については、その内容の不一致によりペアリングされなかった場合であっても、日銀ネットにおける国債を決済する際の１件当たりの上限額面を50億とするか否か（日本証券業協会が公表する「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」をご参照ください。）の確認のため、日本銀行からその内容の確認の連絡を行うことがあります。

（注３）ただし、誤差一致である場合には、原則、みなし項目として取扱います。

（注４）先頭５桁が数字で全体が５桁または８桁である場合には、先頭５桁が一致していることを、先頭６桁が英大文字で、７桁目以降が英大文字・数字で全体が８桁または11桁の場合には、先頭８桁が一致していることを確認します。